事業報告のまえがき

日雇労働者の就労と生活環境

日雇労働者の無料就労あっせん、その他いろいろな労働福祉を実施しているセンターの事業を中心に、西成地域の労働者とその生活環境を理解していただくため、それらの実状を略述し、参考に資します。

ここに云う西成地域とは、大阪市西成区の東北隅にある一部（同区の約10分の1）で、広さおよそ0.62平方キロ、かっての「釜ケ崎」の呼称が現在「あいりん地区」とかわったところ、昭和43年は平おんでしたが、36年から42年まで、数回にわたり、労働者その他による騒ぎがあって、深刻な社会問題を提起したところであります。

Ⅰ　センターの事業概要

1.就労数やや減少、地域全体では好況

43年度（43年4月～44年3月）の無料就労あっせんは延数641,971名で、42年度の701,094名より減少すること、58,023名であった。1日平均約161名の減となっている。

就労減の理由はいろいろ考えられるが、その主な理由は、例年のような求人減というのでなく、次のような特徴を持っている。

(イ)　直接雇用主と直結して、常用あるいは直行する労働者が多くなり、従来センターの寄り場を利用していたもののうち、相当数がこれに移行したと推定される。これを証明するものとして、西成警察署が毎月定期日（10日）に、国鉄、南海の電鉄駅、バス停留所等12カ所で、早朝（午前6時～9時）事業所に就労を急そぐものと推定される労働者を記録しているが、これによると、43年4月までは3,000名から3,500名だったのが、5月ごろから漸増し、43年後半から4,500名～5,000名に上昇、44年3月10日の調査では5,200名にのぼっている。

(ロ)　港湾労働法の施行以来、この地域の労働者で、西成労働出張所に登録したものと推定されるもの、約600名、このうちには従来センター利用のものも含まれており、それだけが減少したものと推量される。

この2点は、今まで見られなかったことで、就労安定化の立て前から、前向きの方向を示すものとして、よろこばしい現象と云えるだろう。

(ハ)　更に11月以後、港湾労働の求人が減少し出した。同月13日に、NHKVTも放送しているように、求人減少の原因として、賃金が上昇し、これを負担しきれなくなった、機械化を進め、常用化を多くするようになった、などあげられているが、そのほかには、ベトナム休戦とアメリカの港湾労働者の長期ストなどで荷役が少なかったことが相関して、減少の理由となっている。

就労先による産業別の職種別けは、港湾の荷役・運送を(1)船内と(2)沿岸にわけ、(3)陸上運送(4)建設業(5)製造業その他に区別している。この5種別のなかで、就労減となったのは船内と沿岸で、それも前年のほぼ2分の1と云う激減の仕方である。船内116,654名（前年度200,049名）、沿岸16,988名（同32,831名）、計133,642名（同232,880名）という、はげしい変りようである。対象的に陸上運送、建設業、製造業関係は就労増を示し、3者の合計508,329名（前年は468,214名）で、差引40,115名の増加となっている。結局、前2者の激減と後の3者の逓増がバランスをとれなかったところに、初年度の減少が見られる。（詳細別表参照）

このように見て来ると、センターとしての就労は減じたが、この地域全体の就労はむしろ好調であり、いわゆる「イザナギ」景気の波にのっていたものと判断されるのである。

年間の月別では、最高は8月の65,276（平均2,105名）最低は44年2月の33,341名（平均1,191名）であり、前年度の同月より多かったのは、僅かに4月の64,756名（前年同月63,161名）と10月の62,228名（同上55,992名）にすぎなかった。季節的には上記の8月と4月、10月の6万台と例年通り、春から夏にかけて上昇し、秋口に下降線をたどる。労働現場は殆んど屋外が多いから、天候にも左右され、毎年5、6、7月は6万台にのぼるのに、当年度は多雨にわざわいされて（6月には25日から4日間も降りつづけられ、7月は台風4号など）、殊のほか就労減を来たした。ほかに、寒期の年あけは，例年減少するのであるが、44年の1、2、3月の合計は，前年同期と比べると、特に悪く、3カ月間で15,356も減少したことである。これは例のイザナギ景気の「かげり」の影響か、と感ぐりすぎるよりは、やはり上記した港湾労働におけるセンターよりの求人が激減したと見るのが至当のようである。なお万博関係の求人について、センターへの申込みは、若干あるが、とり立てて記録するほどの数にのぼっていない。あいりん地域全体としては、万博に関連のある道路工事や万博に動員された欠員の補充に就労するものもかなりある、と云うのが一般的判断であるが、確かな数字をつかむことは出来ない。

センター寄り場におけるあぶれ（失業）は、前年度の183,400名に対し、43年度は137,850名で、57,650名の減少となっている。就労数の減少に正比例して、あぶれ数が減少すること（普通はこの逆の場合が考えられるが）も、ここの寄り場の特徴である。労働者は長い経験による勘、友達同志の情報交換で、その日の求人状況を察知する。求人が少い時は、労働者の集りは自然に少くなるし、雨降りはごっそりと減る。冬季など、長期的な求人減少になると、見きりをつけて、飯場に入っていく。ただし、ここのあぶれは、集った全部の労働者が「あぶれ」のカテゴリーに入らないことである。仕事はあるが、条件（仕事の内容・賃金）がもう一つで、見送ったもの、今朝までオール・ナイトで働いたので、休日予定のものなどが混入している。さらに、これもここの特殊性であるが、のっけから就労の意思のないもの、泥酔者や精神薄弱者類似のもの、極道くずれや軽犯罪常習者など、労働意欲喪失者も含まれている。センターはこうした全部をひっくるめて、失業と云はず、残留といっている。

賃金は、可なり上昇したと見る。職種、季節、労働力の需給のバランス如何によって、賃金の上下ははげしく変化はするが、総じて200円～500円はあがった。ごく大ざっぱな平均、前年の1,800円に対し、本年度は2,000円とふむのは、むしろ過少の見積りであろう。これは昼間の8時間労働であるが、24時間、つまりオール・ナイトだったら、4,500円～5,000円（前年度は4,000円前後）の上り方である。季節的には前半の4月から8月ごろまでがよく、これは特例であるが、8月の左官の最高が4,500円、平均で3,250円と出ている。ところが後半は悪く、総体的に前半期よりも下降し、44年の2月には前記左官が2,800円まで落ちた。実にきびしい世界である。しかし全体としては、上昇しているので、あいりん地区は現在ノンビリ・ムードだと云はれている。なお、就労安定化をはかる主旨で、日雇労者の常用促進、これに関連する雇用奨励をはかる事業をつづけているが、両者とも理想にほど遠く、今後の努力に待たなければならない。

2.健保と失保の受給は実増

日雇労働者健康保険と失業保険は、日雇労働者の唯一の社会保障なので、センターは極力これに加入するよう、勧誘とあっせんの労をとっているが、新規の加入希望者は年々漸減の方向をとり、43年度は健保が489名、失保は157名、前年度の610名、265名に比し可なりの減少である。しかし、実際の受給資格者は逆に増加しており、前年の資格取得者254名に対し、43年度は370名と多くなっている。両保険ともスタンプ・システムであるから、スタンプの貼付数が条件になっており、小企業を転々とする労働者にとっては、資格獲得は可なり困難な事情が伏在するのである。特に失業保険取得のためには、公共の職安機関に出頭しなければならず、センター寄り場から就労するかぎりでは、効果がないので、労働者が消極的なのも、無理からぬことである。たとえたった1人を雇用しても、両保険を義務ずけるような、国策が望ましい。

3.休業補償の立てかえ20,313千余円

労働災害による休業補償（生活費）についての相談は延24,692件、実際に立てかえた実人員は、42年度の415件に対し43年は576件（延21,348件）と前年より実人員が161件も多くなっている。立てかえ金額は、42年の14,896,856円に対し、20,313,300円と、60%近くの増額である。労働者がこの地域に住んでいること、立てかえ事務はセンター以外に誰れもやってくれないこと、などの理由で相談件数はますます増えるであろうし、立てかえの補償額も年々うえむくと、立てかえ金額も上昇の一途をたどることになる。

日雇労働者が労働災害にあうと、無料の治療は即刻うけられるが、働けなくて休業を認定されても、その生活を保障する休業補償は、可なりめんどうな手続き（これが労働者にとってにが手）をとって、労働基準監督署から交付されるのは、早くて2週間、おそくなると30日はかかる。これがあいりん地区に住む日雇労働者にとっては、死活の大問題である。こうした事務的欠陥をおぎなって、立てかえ業務を始めたのであるが、社会通念から云っても、これは災害を発生させた企業が責任を持つべきものと考えられるが、これの法的義務はない。大方の企業はこれに応じているが一部の業者は、いろいろな理由をあげて、拒否するものもある。センターはこうした場合、労働者と企業、監督署と連絡、話し合った上、予算の範囲内で立てかえ、また企業が立てかえる場合も、労働者の住所の関係から、センターが仲介、処理して立てかえている。上記の数字はこの両者を合したものであり、その詳細は別項に記している。

4.職業・事故・生活の相談 医療サービス等件新増加

職業相談をはじめ、事故（条件違反、賃金未払、労働災害等）、身上・生活・救護のほか家出人さがし（これだけが労働者でなく、その親族や知人）の、実に千差万別、各種各様の相談が36,971件（前年35,825件）にのぼった。年間、日曜、祭日も含めて、1日平均100件以上である。最も多かったのは、労災による休業補償の延21,348件を別にすれば、職業相談の5,129件であった。各相談の内容については、別項で詳述されているが、相談である以上、これが解決されなければ、無意味であり、徒労に終る。残念ながら解決困難なものが多い。相談内容のデーターが明確でなく、実状をつかみにくいもの、争点の双方（労働者と雇用主）の話がくいちがうもの、相談に来る労働者に泥酔者もあって、全然筋道がたたないもの、等々、労働者の苦情には深刻なものもあるが、内容によっては、法的措置にまでつきつめなければなら

ないものもあって、単なる財団法人の窓口では、全く「お手あげ」のケースも多い。センター職員の苦汗はたえず、この地域には労働福祉に合せて、民生行政（生活保護、医療保護）、職安行政、警察行政（暴力行為に対する保護）等いつさいを含めた、広範囲にわたって解決を実施し得る総合相談機関の必要が痛感される。

医療サービスは31,807件で、前年（32,530件）より723の減少、今宮診療所に正規の治療紹介したのがやや多かっただけで、なお表面には現れていないが、労働者同志のなぐり合い、手配師による暴力傷害も多少ふえている。この地域における医療の社会的問題点は、全労働者に健康保険を実施して、早期に、完全治療を行うこと、個別には、泥酔の常習を何んとかして矯正すること、などであるが、双方とも困難なことである。

その他センターの事業としては、越年のための年末貯金「友の会」、社会福祉法人「自彊館」に依託する、労働者の短期宿泊、労働者慰安大会等を実施して、それぞれ所期の成果をあげている。

43年度の新なセンター登録は981名、登録手帳の再発行は千名（新しい手帳に切りかえが多い）あり、登録労働者の初めからの通計は11,998名にのぼった。

Ⅱ あいりん地区の環境

1.ドヤとスラムと労働者

スラムとしての「釜ケ崎」、現在のあいりん地区は、すでに65年以上の歴史を持つ。表面的に見た目には、戦前のような汚濁や荒廃の現象は見あたらないというよりは、少くなった。一応ここにも時代の変化が認められる。

その大きな変化は、いわゆるドヤ（簡易宿泊所）のぼう大な濫立と巨大化である。戦後日本経済の構造的変化、これに拍車をかける一契機となった朝鮮戦争のぼっ発（昭和25年）等によって、労働力の都市集中が編成され、あいりん地区は日雇労働者が流動する拠点となった。この要請に応じて、簡易宿泊所が建ち並び、街の中心的存在となり、これに呼応して、飲食店、風俗営業、遊技場等が軒をならべている。現在、この地区には労働者は少くとも15,000名、多くを推定する統計は20,000名はいると云っている。

これに対応するためのドヤ、飲食店その他の営業種目について、西成警察署が昭和43年4月末に調査した資料は次の通りである。

簡易宿泊所236、一般アパート285、日払アパート47、一般旅館50、食堂（中華料理も含む）178、酒類販売業25、立ちのみや152、ホルモンや23、お好み焼や36、喫茶店75、すしや29、カフェー12、小カフェー6、料理店90、パチンコ店10、Zゲーム2、麻雀や19、質屋24、金属くず商12、金属くず行商75、古物商293。

わずか0.62km²のせまい地域に人口は約45,000名（登録、無登録を合した推定）で、これを大阪市の平均1.0km²に15,000名と比較すれば、いかに過密化しているかが理解できるのである。現象的にはスラムからドヤへの転化と見られるが、内容的には近代化されたスラムの要素が内包されている現状がうけとられる。

2.犯罪と社会生活の荒廃

この地区は犯罪の多いこと、これに関連もあって社会生活の荒廃も目立つ特殊性を持っている。西成警察署の43年の資料では、刑法犯1,396件（42年は1,242件）、風俗営業等でおかした特別法犯1,161件（同前1,410件）があげられており、その他暴力団37団体、その組員1,102名、ぐれん隊750名が記録されている。

犯罪ではないが、地域のドヤ・スラム的性格を特質づけるものとして、同警察署が保護あるいは処置したいろいろなケースは次の通りである。

泥酔保護3,285（前年3,375）、迷子165（147）、家出人保護151（32）、行旅病人措置1,362（1,668）、精神異常者保護113（73）、変死人措置69（49）

などがあげられる。これでわかるように、泥酔保護と行旅病人扱いがあっとう的に多い。この地域に転落しなければならなかった原因にはいろいろあるだろうが、その大きな一つに、酒による失敗をあげることが出来る。アルコール過飲は、家庭生活を破壊し、労働能力を喪失し、疾病（胃かいよう、特殊肝炎）――行旅病人――無残な廃疾者の経路をたどる。西成保健所の釜ケ崎分室がこの地区から精神病者として入院加療させるのが、300名近いが、その80%はアルコール中毒症と断じられている。

ここで、昭和36年8月1日に、数千人の群集（多くは日雇労働者）による暴動が起って、社会的問題を提起、以来、例年のように1件ないし3件の騒ぎが継起したのであるが、43年度は一度もなかった。これは大多数の労働者が目的のない騒ぎは無意味なことを意識したこと、賃金が上昇して多少ノンビリ・ムードにあること、簡易宿や飲食店にカラー・テレビが備え付けられ、毎夜のように上映される野球、ボクシング、レスリング等に関心が吸収されること、それに所轄西成警察署の多年の経験による、硬軟両様の治安対策が浸透して来たこと、などが平穏だった原因であろう。しかしここの騒動は、常識では判断しかねる契機でもちあがることもあるので、今後の保証は完全とは云えないが。労働者が何かのきっかけで、集まり騒ぐのを西成署は「蝟集事案」と云って、最も警戒しているのであるが、約30名以上集った蝟集事案は122件で、42年よりは67件もの減少となっている。

ここに居住する大多数の労働者は、何等かの意味で、「時を得ず、処を得ず」して、家族を離れ、郷関を逃避し、移動、転落して来た人々であろう。日頃の劣悪な生活にあえぎ、一般社会から疎外されている劣等感と不満を解消しないかぎり、問題は解決されないことである。

3.労働者の就労形態

こうした環境を背景として、ドヤを生活根拠とし、就労する日雇労働者は、44年3月末の概数15,000――18,000名と推計されている。2万はいるだろうという論者もあるくらい、その正確な数字は絶対つかめない。おそらく日々千名以上が流動（出入）し、労働人口が、極言すれば、時々刻々変転すると云っても過言でない、と云うのがあいりん地区の現状である。大体ではあるが、その就労形態を次の4種別にわけ、概数を推計することが出来る。

第1は、西成労働出張所に登録して就労するグループ。失業対策の労働者が1,700名、民間登録労働者約1,600名、港湾労働の登録労働者約600名、計約3,900名、このうち、その70%があいりん地域の居住者として、約2,730名を推定することが出来る。周知のように、失対労務者は男子老齢者と女が多く、賃金は900円――1,100円、移動は殆んどなく、停滞的である。民間労働者の賃金は1,800円前後、港湾労働は2,000円前後であり、この地域の労働者としては、移動も比較的少く、失業・健康両保険にも加入しているので、やや安定的と見られる。

第2は、西成労働福祉センターを通じて就労する集団で、典型的な日雇労働者、総じて一定の技能がなく、主として重筋肉労働にたえる労働者、労働力需給の契機、すなわち景気の好、不況、夏と冬の季節による需給の変動等によって就労が左右される労働者である。求人数最低の1月2月は、2,500名前後集合して、就労が1,500名前後、4、5月に上昇して、最盛期の8月ごろは、5,000名も集って、2,500名から3,000名就労するのが例年の状況であったが、本年は天候等の関係もあってか、これをやや下廻った。上記のように、有技能は少いから、土工、手伝い、工員手伝などが多く、年齢は20才から40才までが殆んどで、重労働に適すること、単身者が圧倒的であること、したがって移動、流動がはげしいことが特徴としてあげられる。賃金は大体1,800円～2,000円（前年度はこれを200円ほど下廻った）、多くはセンター周辺の簡易宿（ドヤ）に宿っているが、就労の行動半径は、大阪府下が中心であるものの、京都、兵庫、奈良、和歌山の近府県、遠くは関東（東京・山谷との往来は可なりある）、中部地方の現場や飯場までとんで行くたくましさと放浪性を持っている。

第3は、とび職、大工、屋根屋、左官、ブロック工、鍛治など、有技能の職人グループであって、いずれの職安機関にも依存せず、平常から連絡ある親方とか手配師との口頭契約でもって、数人の小集団で就労するものである。有技能者だけに、賃金もよく、現在は3,000円以上が殆んどであろう。

第4は、一定の工場や小企業に直行または常用で働くもの、定着性があり、日常生活も前二者に比べると、可なり安定していると見られる。その賃金は個人によって大きな差があり、それの具体的数字を示す資料もない。また第3、第4の両グループの数については、これを正確につかむことが出来ない。しかしこれを推計し得る概数として、西成警察署が毎月10日の午前6時から9時まで、あいりん地区周辺の労働者が利用する交通機関の乗降場、国鉄、南海電鉄、地下鉄、バス停留所等12ケ所で、就労のため乗車すると推定される労働者をチエックし、これをすでに3年継続している。この1日の平均数を出して見ると、42年は3,298名、43年―3,977名、44年（1月～4月）―4,714名と大巾な逓増をしめしている。これらの稼動数は実際の70%と見て、実際はこの第3、第4グループは7,000名はいるものと推計される。つまるところ、あいりん地区から、大まかに見て毎日、西成労働出張所を経て2,500名、センターの寄り場から2,500名、第3、第4グループ5,000名、計10,000名が就労し、これらの約半数5,000名がアブレたり、何等かの理由で不就労している、と見るのが大体の見当である。

Ⅲ すばらしい労働資源

これで判明するように、ここにはすばらしい豊富な労働資源が集中されている。それに、現在は青、壮年層の労働者が多い。これらの労働者が毎日平均1万名稼動し、平均賃円1,500円として、日々実に1,500万円の現金がこの地域にもたらされる。労働者に直接関係ある簡易宿やアパート、飲食店がはんじようするのは勿論のこと、連さ的に各種商店業者も利するところが多いだろう。しかも労働者の多くはいつも貧困にあえいでいる。（銀行預金者が次第に報えているのはよろこばしい傾向であるが）。ドヤとスラムの特殊な環境にある社会的貧困を解決するためには、国家社会の根本的な前向きの施策が必至であるが、これにあわせて労働者自らの自覚、労働に対する社会的認識、日常生活の規制を高めることが必要であろう。

たびたび報ぜられたように、労働省、大阪府、市が協同して、職業安定所、労働福祉センター、病院、庶民住宅を大きくまとめた総合的福祉施設の建設は、44年度中にはその一部が出来あがり、45年の前半期には完成される。これによって、この地域の労働問題、医療問題、住宅問題等が前進、地域社会の開発が改善、進められるものと、いろいろな期待が寄せられている。

事　業　報　告

昭和43年４月１日から
昭和44年３月31日まで

Ⅰ　無料就労あつせんの事業

1.センターの無料職業紹介の現場は、西成区東四条町３丁目の国道､尼ケ崎一平野線が東西に走る長さ300m、幅30mの青空路上で実施されている。これはセンター所属の寄り場が狭隘のためのもので、紹介時間は日曜、祭日も休みなく、毎朝午前５時45分から午前８時までと午後３時から６時までである。紹介方式は求人（業者）と求職（労働者）の双方が条件について直接話し合って（口頭契約）決める、相互選択方式の無料あっせんである。ここに集散する労働者は、あいりん地区に居住する全労働者の３分の１ないし４分の１であって、冬季の最低2,500名、夏季の最高6,000名と大巾に上下し、労働者を運ぶ業者のバス、マイクロバス、自家用車は、毎日80台一120台におよぶ。

2.本年度のあっせんは、37,887件（42年41,680件）641,971名（701,094名）で、42年度よりは39,123名の減少である。減少した理由は〝まえがき〟で説明したように、直行ないし常用労働者がふえたこと、港湾労働法による登録労働者の職業安定所えの移行などが原因であって、センターのあっせん数は減ったが、地域全体としての労働者の就労は好調にあると、見なければならない。産業別就労数では可なりの変化があり、建設業240,387（前年度237,210）、製造業205,402（188.413）、船内荷役116,654（200,049）、陸上運送62,540（42,591）、沿岸荷役16,988（32,831）と見るとうり、船内、沿岸の両港湾関係の就労数が前年度と対比して、９万９千余名も減少したことである。これは港労法による登録労働者が多くなったこと、43年の後半期に港湾荷役がやや低調であったことなどが、その理由であろう。他の建設、製造、陸上運送の３業種は順調にのびており、特に製造業が40年、41年には９万台だったのが、43年には20万をこえたことは注目される。製造業だけで、毎日平均570名の日雇労働者が動員されているわけで、堺市港頭に大コンビナートが整備されるに従って、この傾向は強まるだろう。就労を月別に見ると、年度始めの６万４千と急上昇したが、以後５、６、７月ともに５万台、特に７月は例年だと、可なり上昇するのが、当年度は多雨にもわざわいされて、ようやく５万１千余、８月に６万５千を保った程度であって、下降期の44年１月、２月は特に悪く、３万６千、３万３千と最低を記録した。また、よく話題となる万博工事えの就労は、センター寄り場に関するかぎり､数件記録されているだけ､工事のあと片づけなど、雑役が多くなる時機には、可なりの求人があるのではないか、と予想されている。

3.センターの未就労（あぶれ）は正確に記録出来ないので、午前８時における目算の概数を残留数としてあげている。前年の18万３千余名より減って13万７千余名となっており、就労数の少い時は、残留数も少いのも、例年通りとなっている。

4.賃金は、まえがきでも書いた通り、200円一500円は上昇した。センターから就労するものは、土工、雑役、工員手元、清掃業が圧倒的に多く、大工、左官、とび職等の有技能労働者は少い。これら筋肉労働の賃金は個別的には業種のちがい、その日の労働力需給のバランス関係、天候等によっても可なり左右されるが、センター寄り場中心に見ると、大体、昼間の８時間労働の平均賃金は1,800円（前年は1,600円）になっている。このなかでも、屋根手元、左官手元などは、2,000円以下は43年７月ごろまでで、８月以降は2,000円以上となっている。たまに技能がある左官や大工、とび、熔接・鍛冶屋等は最低が2,500円､普通3,000円、８月の左官が最高4,500円と記録されたのは、センター創設以来初めてであろう。企業によっては、昼飯代とか帰りの交通費とか気をきかすところもあるから、大体どの労働者も2,000円は持って帰るようである。その他夜勤とか、オール・ナイトで賃金が変るのは勿論のことであり、朝８時から翌朝の６時ないし８時まで（この間多少の休憩時間あり）働いて、4,500円から5,000円と前年度より500円アップしており、これを二昼夜ぶつつずけ、１万円前後を持って帰る労務者は可なりいるようで、こうした不規則な就労状態は疲労を恢復し、次の労働力を再生産するためにも、相当休息と栄養をとる必要があるだろう。

5.以上の１日労働、１日計算払いのほかに、飯場の住込み労働がある。これは事業現場近くあるいは単に労務者を宿泊させる宿舎（いわれる飯場）に１週間、10日、１ケ月と契約して、労働者を起居、就労させるもので法的にも社会的にも問題視されており、センターに届け出るのは極くわずかで、１年２百数十ケ所にすぎず、これによる就労も１日20名一30名の程度であり、これとは別に路上で自由に労働者を募集する手配行為もひんぱんに行われており、労働行政上に大きな問題をなげかけている。

産業別就労数　S36.9～S44.3

	船内		沿岸		陸上運送		建設業		製造業(他)		合計		AM8:00残留	一日平均		最高	最低
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	推定	件数	人数		
S36.9～37.3	2.662件		43,114名		2.021	33.318	5360	53.232	4.092	35.064	14.135	164.728	87147	68	797	10.6 1969	1.4 40
37.4～38.3	4.235件		77.964名		2.251	34.696	9.673	126.026	12.731	120.472	28.890	359.158	96060	80	995	9.28 2167	1.4 228
38.4～39.3	14.596件		224.673名		4.630	47.872	13.028	208.171	5.668	55.970	37.922	536.686	121.280	105	1482	8.20 2560	5.11 248
39.4～40.3	13.711	168.460	7.095	122.683	4.763	52.228	13.480	233.377	5.414	70.177	44.463	646.925	161.425	123	1.770	4.15 3299	9.25 58
40.4～41.3	9.733	106.220	4.835	111.693	2.289	10.768	10.083	209.738	4.188	94.813	31.128	533.232	148760	85	1.460	3.23 3.034	11.14 202
41.4～42.3	7.393	143.039	5.078	91.269	2.974	12493	14.995	300.114	5.389	98 530	35.829	645.445	197.820	98	1.220	8.26 4.078	5.22 168
42.4～43.3	11.394	200.049	2.583	32.831	6.193	42.591	11.972	237.210	9.538	188.413	41.680	701.094	183.400	114	1.920	7.19 3.759	10.1 290
S43. 4	869	13.067	140	1.537	690	4.966	1270	27.442	961	17.744	3930	64.756	15400	129	2158	5 2825	28 380
5	632	9.166	156	1.352	691	5.227	1043	25.270	817	17.606	3.339	58.621	14150	108	1891	8 2608	5 522
6	656	9601	191	2.216	432	3.137	927	21.293	812	17.999	3.018	54.246	13150	100	1808	6 2783	30 519
7	793	13.184	188	2.402	440	4.576	716	14.235	725	17.142	2.862	51.539	14800	92	1662	18 2523	28 282
8	1.129	17.563	279	3.284	678	6.829	1036	18.896	930	18.704	4052	65.276	13750	130	2105	22 2916	18 748
9	773	11.579	184	1.881	671	6.063	1046	18.786	721	17.265	3.395	55.574	13300	113	1852	5 2878	1 578
10	906	12.434	74	869	672	6.998	1.194	21.582	1.073	20.345	3.919	62.228	13250	127	2.007	11 2973	20 748
11	431	5.995	54	974	580	5.378	1390	27.205	929	17.930	3.384	57.482	15000	113	1.913	9 2.644	17 972
12	649	9.092	78	828	569	6.019	920	18.790	760	17.180	2.976	51.909	12950	100	1731	25 2659	30 169
S44. 1	562	8.097	83	684	453	4442	484	8.817	641	14.182	2220	36.222	10550	79	1.294	10 2008	6 75
2	338	4.637	42	469	416	3857	560	11.296	556	13.082	1.912	33.341	9550	68	1.191	7 1849	2 303
3	205	2.239	55	492	526	5048	1343	26.775	751	16.223	2880	50.777	12100	93	1638	28 2.507	30 372
合計	7.943	116.654	1.524	16988	6818	62.540	11.926	240.387	9676	205.402	37.887	641.971	137.850	105	1.778	10.11 2973	1.5 75
	92.782		1.455.637		31.939	296506	90.517	1.608.255	56696	868841	271.934	4229.239	1133742				

産業別・職種別賃金状況（昭和43年度）

建設業

月	職種 / 賃金	土工・雑役	大工	大工手元	左官	左官手元	屋根手元	弋	弋手元	熔接鍛冶屋	鉄筋鉄骨	その他	平均
43/4	最高賃金	2500	3000	2000	2600	1800	2000	3000	1900	2300	2300	2500	3000
	最低〃	1300	2300	2000	2600	1800	1900	2000	1900	2000	2000	1600	1300
	平均〃	1642	2600	2000	2600	1800	1975	2755	1900	2254	2133	1828	1744
5	最高賃金	2300	3000		2500		1900	3500		2300	2200	3500	3500
	最低〃	1300	2000		1700		1700	2000		2000	2000	1500	1300
	平均〃	1695	2450		2100		1860	2410		2100	2160	1960	1739
6	最高賃金	3000	3000		2700		2000	2500	2500	3000	2300	2800	3000
	最低〃	1400	2300		2500		1900	2100	2500	3000	2000	1500	1400
	平均〃	1659	2563		2550		1989	2277	2500	3000	2273	1900	1743
7	最高賃金	2300	3000	1850	3500	2000	2200	2400	1800	2300	2500	3500	3500
	最低〃	1500	2000	1850	3000	1900	1950	2300	1800	2300	1800	1700	1500
	平均〃	1673	2617	1850	3250	1950	2150	2330	1800	2300	2210	1725	1797
8	最高賃金	2500	3000		4500	2000	2200	2700	2100	2500	2600	2500	4500
	最低〃	1400	1800		2500	2000	1700	2000	2000	2250	1800	1600	1400
	平均〃	1727	2583		3250	2000	2138	2407	2025	2417	2206	1814	1804
9	最高賃金	2500	3000	2000	3000	2500	2200	3500	1800	2200	2500	2600	3500
	最低〃	1500	2700	1700	2500	2500	1800	2000	1800	2200	1800	1900	1500
	平均〃	1713	2800	1867	2840	2500	2130	2536	1800	2200	1990	2157	1773
10	最高賃金	2500	3500		3000	2200	2300	3000	2000	2400	2500	2500	3500
	最低〃	1600	2700		2700	2000	2000	2000	1700	2000	1800	1600	1500
	平均〃	2000	2800		2800	2200	2300	2500	2000	2400	1800	2000	1620
11	最高賃金	2300	3500	2100	2800	2200	2300	3500	2000	2600	3000	2700	3500
	最低〃	1500	2700	2100	2800	2200	2100	2100	2000	2300	1800	1600	1500
	平均〃	1700	2800	2100	2800	2200	2200	2500	2000	2600	2000	1800	1710
12	最高賃金	2500	3000	1700	3500		2300	3000	2000	2500	3000	2700	3500
	最低〃	1500	2500	1700	2800		2100	2200	2000	2300	1800	1800	1500
	平均〃	1600	3000	1700	3000		2200	2500	2000	2300	2000	2000	1630
44/1	最高賃金	2300	3000		3000		2300	3000		2500	2300	2500	3000
	最低〃	1500	3000		2500		2200	2500		2300	2100	1600	1500
	平均〃	1600	3000		2800		2300	2500		2500	2100	1800	1620
2	最高賃金	2500	3000	2000	2800		2300	3000		2000	2100	2200	3000
	最低〃	1500	2700	2000	2800		2300	2000		2000	2100	2200	1500
	平均〃	1600	3000	2000	2800		2300	2500		2000	2100	2200	1630
3	最高賃金	3000	3500	2600	3000		2300	4000	2000		2500	2300	4000
	最低〃	1600	2500	2000	3000		2200	2500	2000		2100	1800	1600
	平均〃	1700	3000	2200	3000		2200	4000	2000		2100	1800	1720

※10月より平均賃金算出法を中位数法に変更する。

産業別・職種別賃金状況（昭和43年度）

陸上運送業

月	職種 / 賃金	運転手（大型）	運転手（普通）	上乗・助手	積卸入出庫	肩（技術・配替）	荷造り	雑役	その他	平均
43/4	最高賃金	2500	2200	1800	2100	2100	1800	2500		2500
	最低〃	1800	1700	1300	1400	1400	1400	1300		1300
	平均〃	2139	1876	1516	1650	1800	1514	1613		1781
5	最高賃金	3000	2500	1900	2100	2300	1700	2100		3000
	最低〃	2000	1700	1350	1400	1500	1400	1100		1100
	平均〃	2148	1927	1538	1761	1857	1525	1597		1840
6	最高賃金	2500	2500	1500	2600	2500	2000	2000		2600
	最低〃	2000	1600	1350	1500	1600	1400	1500		1350
	平均〃	2226	1909	1453	1735	1867	1625	1636		1820
7	最高賃金	3000	3000	1500	2200	2200	2500	2000		3000
	最低〃	2000	1700	1400	1500	1600	1500	1500		1400
	平均〃	2224	1920	1457	1808	1860	1621	1678		1797
8	最高賃金	2500	2500	2300	3300	3300	1500	2500		3300
	最低〃	2000	1700	1400	1500	1500	1500	1300		1300
	平均〃	2255	2100	1742	1775	1851	1500	1713		1861
9	最高賃金	2500	2500	2200	1900	2000	1600	2500		2800
	最低〃	2000	1700	1400	1550	1500	1600	1300		1300
	平均〃	2251	1965	1620	1675	1786	1600	1772		1837
10	最高賃金	3000	2700	1800	2200	2500	2500	1900		3000
	最低〃	2000	1800	1400	1600	1600	1500	1500		1400
	平均〃	2300	2000	1500	1600	2000	1500	1700		1740
11	最高賃金	3000	2700	2000	2600	2500	1700	1800		3000
	最低〃	2200	1700	1500	1500	1600	1500	1700		1500
	平均〃	2300	2000	1500	1600	1800	1500	1700		1720
12	最高賃金	3000	3000	1800	2100	2800	1700	2000		3000
	最低〃	2000	1800	1400	1700	1500	1500	1400		1400
	平均〃	2500	2000	1600	1700	1800	1500	1700		1810
44/1	最高賃金	3000	2500	2000	2500	2500		2500		3000
	最低〃	2000	1800	1400	1500	1700		1600		1400
	平均〃	2300	2000	1500	1700	2000		1800		1860
2	最高賃金	3000	2700	1900	2500	2500	1600	2000		3000
	最低〃	2200	1800	1500	1600	1800	1600	1700		1500
	平均〃	2200	2000	1700	1700	1900	1600	1800		1820
3	最高賃金	3000	2500	1900	2700	2000		1800		3000
	最低〃	2200	1800	1700	1700	1900		1700		1700
	平均〃	2700	2000	1700	1700	1900		1700		1850

産業別職種別賃金状況（昭和43年度）

製造業その他

月	賃金＼職種	造船 弋	〃 塗装	〃 大工	〃 熔接鍛冶屋	〃 玉掛	〃 掃除	〃 雑役その他	全社 雑役工員手元	〃 熔接鍛冶屋	〃 玉掛	〃 グラインダー・サンダーかけ	〃 カラ土・レンガ手元	〃 製缶	〃 その他	その他	平均
43/4	最高賃金	2400				1900	1700	2400	2000	2500	2350	2200	1800	2000	3000	1850	3000
	最低〃	1900				1500	1300	1300	1200	2000	1600	1300	1600	1400	1400	1300	1200
	平均〃	2200				1686	1469	1739	1515	2286	1822	1926	1675	1662	1807	1621	1634
5	最高賃金	2500	2100			1700	1800	2400	2350	2500	2350	1800	1800	1800	2500	2200	2500
	最低〃	1850	2100			1500	1300	1300	1300	1900	1600	1400	1800	1400	1200	1400	1200
	平均〃	2270	2100			1593	1576	1648	1534	2271	1754	1527	1800	1588	1675	1800	1649
6	最高賃金	2400		2500		2000	1900	1900	1900	3500	1800	2200	1900	1800	2500	2000	3500
	最低〃	1900		2500		1400	1400	1300	1300	2200	1500	1900	1700	1400	1400	1600	1300
	平均〃	2233		2500		1577	1543	1633	1531	2467	1623	2050	1746	1579	1723	1857	1622
7	最高賃金	2500		3500		1800	2000	2000	2000	2500	2350	2000	3300	1800	2100	1600	3500
	最低〃	2000		3500		1800	1300	1300	1300	1700	1400	1500	1600	1500	1200	1300	1200
	平均〃	2333		3500		1800	1565	1747	1552	2060	1850	1667	1736	1678	1566	1450	1649
8	最高賃金	2600		2500	2000	2000	2300	2400	2300	2400	1800	2300	2000	1700	1900	3500	3500
	最低〃	2100		2500	1500	1600	1300	1500	1300	19[illegible]	1500	1500	1600	1600	1300	3500	1300
	平均〃	2411		2500	1833	1833	1759	1764	1506	2239	1778	1750	1810	1689	1737	3500	1671
9	最高賃金	2700				1800	2000	2300	2300	2800	2050	1600	2000	1800	3000	1700	3000
	最低〃	2000				1700	1300	1300	1300	1800	1600	1500	1700	1600	1500	1700	1300
	平均〃	2382				1766	1671	1804	1581	2300	1765	1583	1800	1716	2275	1700	1703
10	最高賃金	2700	2000	2700		1600	1800	2000	2000	2800	2200	1800	2500	1800	1700	2500	2800
	最低〃	2200	2000	2700		1600	1400	1600	1300	2300	1600	1800	1600	1600	1600	1600	1400
	平均〃	2500	2000	2700		1600	1700	1700	1500	2400	1700	1800	1800	1700	1700	1800	1620
11	最高賃金	2800	3000			1800	2000	2200	2000	3000	1800	2200	2000	1600	2100	2500	3000
	最低〃	2300	3000			1600	1500	1500	1300	1800	1600	1800	1700	1600	1500	1600	1300
	平均〃	2500	3000			1800	1800	1700	1600	2500	1700	2200	1800	1600	1600	1800	1640
12	最高賃金	2500				1600	1800	2200	2000	3000	1900	1800	2000	1900	2000	3000	3000
	最低〃	2200				1600	1600	1600	1400	1800	1600	1800	1700	1500	1600	1700	1400
	平均〃	2500				1600	1600	1800	1600	2500	1600	1800	2000	1600	1600	1700	1630
44/1	最高賃金	2500					2000	2000	1800	2500	1900	1800	1700	1700	2000	2000	2500
	最低〃	2300					1600	1500	1300	1800	1600	1600	1700	1600	1500	2000	1300
	平均〃	2300					1600	1800	1600	1800	1600	1800	1700	1600	1600	2000	1610
2	最高賃金	2700				1800	1800	2200	1900	2500	1800	2200		1700	2000	2000	2700
	最低〃	2300				1600	1600	1700	1400	2500	1700	1800		1600	1700	2000	1400
	平均〃	2500				1600	1800	1800	1500	2500	1700	2200		1600	1900	2000	1540
3	最高賃金	2700				2000	1900	2200	1900	2500	2000	1600	1700	1700	2000	1500	2700
	最低〃	2300				1600	1600	1900	1400	1800	1600	1600	1700	1500	1600	2000	1400
	平均〃	2500				1800	1600	1900	1600	2300	1700	1600	1700	1700	1700	2500	1640

Ⅱ 日雇労働者健康保険と失業保険加入のあっせん

この地域で、日雇健康保険と同失業保険の加入促進が可なり困難であることは、4ケ年の実績で推しはかられるが、この促進を妨げているものは、日雇労働者の保険というものに対する無自覚もさることながら、雇用主側の保険手続と印紙貼付の消極性が大きな原因と見られる。日雇失業保険の場合、失業の認定には、西成労働出張所に出頭せねばならない不便もあって、保険への意欲をそぐところもあるが、幸に昭和41年7月から港湾労働法が実施され、港湾労働に従事する労働者は失業保険にかわって、調整手当（不就労手当）が支給されるので問題はなくなったが、建設方面の事業主になると、その90%は健保、失保の印紙貼付は期待出来ず、大型求人バスを乗り入れる求人者であっても、適法に保険印紙購入の手続もしていない有様であるから、20人未満を雇い入れる零細な土建求人者にあっては、印紙の購入、貼付など考へていないといっても過言ではない。これがため、日雇労働者がアブレと病気にそなえて自発的に厚生部へ保険手続を申込んで、それぞれの手帳を持つことになっても、保険受給資格の必要枚数28枚は土建関係の工事現場では貼ることが出来ず、日雇労働者は不本意ながら、港湾、運輸、製造方面に就労を余儀なくされることになる。

こうした理由で、別表（日雇失業保険並同健保取扱状況の二表）に見る通り失保、健保ともに当初の昭和41年度は飛躍的で、健保1.082名、失保549名あり、同42年は健保610名に、失保265名に減少し、更らに同43年度は健保489名、失保157名に激減している。こうした悪条件の中にも、昭和41年6月以降に労働福祉センターが、日雇労働者に交付した保険手帳の数は、健康保険で3,032名となっている。この交付数に対して年々資格取得（保険受給の）者数は漸増している。即ち昭和42年の交付数610名に対して受給資格取得数は254名、43年度は手帳交付数489名に対して、資格確認数は370名と上昇していることは、健康保険受給者が実増していることを現わすものと喜んでいる。

日雇健康保険に反して、日雇失業保険の成績は、健保の半数の実績しか上げていない。失業保険は、労働福祉センターの寄場から、西成労働出張所の寄場へ移して、正規なルートによって就労することを計る一策とも考えて日雇失業保険手帳の申込みとあわせて西成労働出張所の求職申込をさせ、出張所へ登録後に求職票と手帳を交付することにした。

この結果、西成出張所へ日々出頭して同職安機関を通じて就労するものは、日雇失業保険手帳取扱表に見る通り、月内就労した実人員数にあるように、昭和40年〜43年3月まで2,347名、昭和43年度896名、累計3.243名の多数にのぼっているが、反面ではセンターの自由集合と異って、堅苦しい時間的求職出頭を嫌らうところから、再びセンターへ舞い戻った求職者の数も多いことと思う。

表で見るように、今日職安の直行労働者となって、事業所に直行就労して、有用な労働力となっている直行数は累計で3,243名にのぼっている。しかし職安に移行しない日雇の失業保険受給については、受給資格の印紙28枚の貼付数があっても、職安の定刻午前7時までに求職出頭せねばならぬ規則があって、保険受給資格の認定は彼等にとっては、絵に描いた餅になっている。「失業してもらえない失業保険は不要」と健康保険の申込は行っ

昭和43年度 日雇労働者健康保険取扱状況

種別＼月別		S39.9〜S43.3	S43 4月	5	6	7	8	9	10	11	12	S44 1	2	3	S43年度計	累計
被保険者手帳交付数		2.543	44	55	52	39	24	59	39	37	19	50	43	28	489	3.032
受給資格者票取得数		548	14	9	14	9	13	16	12	21	15	9	5	16	153	701
受給資格確認申込数		254	30	26	32	34	25	36	31	34	28	42	26	26	370	624
その他 更新・再交付・書替・依頼		310	12	25	14	18	28	31	24	27	16	30	34	32	291	601
取扱計		3.655	100	115	112	100	90	142	106	119	78	131	108	102	1.303	4.958
「被保険者手帳」返還数	交付後1年経過	172	7	5	5	4	5	11	0	6	6	4	12	4	69	241
	常用化により一般健保へ	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102
	その他(重複・死亡・不要)	28	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	4	32
	計	302	7	5	5	4	5	11	2	6	6	6	12	4	73	375

日雇失業保険手帳求職受付票取扱状況

月別 / 種別	S40.6 S43.3	S43 4月	5	6	7	8	9	10	11	12	S44 1月	2	3	S43 年度計	累計	備考
新規登録者数（失保手帳・求職受付票）	1.347	23	11	22	10	7	14	12	12	6	21	13	6	157	1.504	
月末失効者数	1.248	23	16	15	21	8	9	16	12	13	5	14	20	172	1.420	
翌月繰越有効求職者数	3.192	93	88	95	84	83	88	84	84	77	93	92	78	1.039	4.231	
月間就労実人員	2.347	71	77	78	75	77	74	71	73	71	75	79	75	896	3.243	
内直行実人員	1.165	45	52	49	45	47	40	42	48	47	46	46	45	552	1.717	
失保受給者実人員	612	31	38	1	3	3	26	21	23	47	49	22	17	281	893	
計	9.911	286	282	260	238	225	251	246	252	261	289	266	241	3.097	13.008	
摘要																

ても、日雇失業保険の申込はしないと露骨にいう労働者があれば、また怒って手帳を職員の前で破って投げ出す者もいる。この点、昭和45年発足する総合福祉センターには、西成労働福祉センターと職安が併設されることになっているが、職安の求職者は手当が支給されるとき、これがセンターの求職者に影響すること、大であろう。失業保険の認定機関は政府の権威ある機関がすべきものであるかぎり、西成労働福祉センターが保険事務に関与することは、いろいろな困難にぶっかる公算が非常に多いといはなければならない。

Ⅲ 職業・事故・生活 各種の相談事業

職業・事故・生活各種の相談業務は、当センターの中心業務である。それは、早朝の就労あっせん業務を1・2番バッターに例えれば、3・4・5番のクリーン・アップトリオに匹敵しよう。

就労あっせんが、2時間余りの短い時間に行われる、比較的に事務的な作業で終始するのに比べ、相談業務は、実に複雑多岐に渡る内容をもっている。

まず、持ちこまれる相談が、そもそも起った原因の特殊性、事故を間にはさんだ当事者がそれぞれに持つ普通でない状態、そして、それらがもたらす解決の困難さ、要する時日の長さ。更に全ての根本的な原因である社会構造の矛盾の大きさ、等々。要するに、当センターが受けてたつ相談の重みは、すなわち釜ケ崎が持つ苦悩の具象化に外ならない。

昭和43年度の相談取扱状況は、別表の統計に示されているが、これが全てを物語っているわけではない。

といわなければならない訳は、第一に、釜ケ崎が持つ問題の質量の大きさに比べ、センターの力量が、相対的にも、また物理的にもずい分小さいということである。そのことが、問題（相談）を抱えた労働者は山ほどあるのに、センターを訪れる人数には、限度が生ずるという結果をもたらしている。

第二に、相談をきく側の職員が絶対的に少いため、常に一人の職員が、数人の労働者に応待しているという状態である。このことは、記録に残らないケースが、センターを訪れた労働者の相談についてさえ、まだまだずい分あることを示している。

以上のような理由から、取扱状況件数は、センターの受付（記録）可能件数的な性格ももっているのである。

しかし、そのような状況下においても、取扱い件数が、昭和42年度に比べ、1.146件増加したことは相談にくる労働者が例年より多かったことや、それなりにセンターの存在が、より認識された結果であるとみて、いいだろう。

項目別の内容について説明し、具体例をあげながら、43年度の特徴をみたい。

（1）職業相談

「どっか、エエ仕事ないか」、「ウソつかん飯場ありませんか」、「霞町から足洗おう思うんやけど、住込でいいとこないですか」、「身体障害者手帳もってますねんけど、どっか紹介して頂けないでしようか……」。労働者にとって、良い仕事を得ることは、生活の前提条件である。それだけに、センターとしても、期待にそえるような求人事業所を、常に開拓しておく必要がある。

現金仕事については、職安の管轄になった港湾労働を一応除いてみれば、旧態依然たるものがある。天候によって決定的に左右される求人数。雨が降っても補償されない生活。相変らず巾をきかす人夫出し業者の存在。

日雇健保の印紙貼付の問題さえ、それを全うさせるまでには、まだ多くの解決されねばならぬ障害がある。

常雇いを条件とした求職相談が、職業相談の大半を占める訳だが、これに対する受入れ体制は、残念ながら殆んどできていない。

比較的、求人の多い運転手も含めて、月々10件前後の求人数では、単純作業から全ゆる技能職まで含む、この地域の労働者の巾広い希望に応えようもない。

この種の求人の減少傾向は、労災相談の増加に反比例している。これは、求人開拓に費す時間をそのままそっくり労災相談に投入せざるを得ない、のっぴきならぬ状態があることを示している。

そういった中で、飯場求人については、飯場そのものがもつ種々の問題や、一向に減らない闇求人など難問を抱えてはいるが、センターに登録している飯場の点検は進んでおり、労働者間にも、一定の評価を得ている。

事業主側からの相談も、「メシだけ食って逃げた」とか、「はじめはよく働いていたのに、最近は無断欠勤ばかりだ」など、紹介した労働者に対する苦情という形で、よく行われる。確かに、これはと思ふ労働者もいるが、基本的には、まず、社会保険の完備など事業主の方で、努力すべきことの方が多いようだ。

（2）事故相談

㋑賃金不払

O組を頂点として、下請の最末端にS組という姫路の飯場がある。「姫路」と云えば、「S組や！」とすぐはね返るぐらい、労働者に知れ渡っている。誰れもが苦い経験をもっているからだ。

43年度中にS組の件でセンターが相談をきいた分だけでも、実に40数件を数えている。賃金不払と条件違反、それに暴力監禁事件がからんで、いわゆるタコ部屋的姿をみせている。

被害者であるKさんの話を聞こう。

「わしも悪かったんです、大分飲んでいたので……。4月12日の夜11時半頃でした。西成区東四条の路上から、手配師の車で姫路まで、ほかの3人と連れていかれました。手配師の話では、確かに10日間契約だったのです。ところが10日目に、無理矢理契約延長の書類に拇印を押さされたのです。しかし、私は黙ってその分も働きました。ところが満期になっても、賃金を払ってくれる様子はありません。仕事中に逃げるしかありませんでした。恐しい飯場です。はじめの10日間は完全な監禁状態で、窓には格子が入っており、外出させません。フロ代を一回100円もとったり、世話役の6人ぐらいが、よく暴力をふるい、難くせをつけました。賃金も欲しいが、それよりも、こんな悪い飯場を無くして下さい。」

S組についてはそのほかに、「飯場には、見張りがおり、自由を全く束縛されている。大阪へ逃げないよう国鉄相生駅で見張っている。」とか「25名ぐらいの労働者がいたが、暴力を加えられた跡の残っている者が、かなりいた。」などの実情を訴える労働者がずい分いる。

センターでは、この件について4月末、①条件違反、賃金末払として労働基準監督署へ、②無届県外募集として職業安定所へ、③監禁暴力事件として警察署へそれぞれ申告や依頼を行い、それらの解決をはかった。

しかし、結果は、はかばかしくない。その中で①については、労基署の努力により、大体において解決することができた。だが、それはキズの手当的な解決であり、将来にわたっての保障までは、含まれていない。

実際、②の問題について、職安でS組を喚問したが、〝違反行為は行っていない〟という結論になっている。事業主の「県外募集はしていない。ただし、白タクにより労働者を同乗させ来姫した者から、雇用を依頼され、人手不足のため雇用したことがある。その者に、今後も人不足の場合、紹介してくれるよう頼んだ。自ら募集に出向いたことは絶対にない。紹介者に対して、運賃以外は何も払っていない…。」という言い訳が、そのまま採用され、募集違反として摘発するには、証拠が不明確ということになっている。

その結果、日暮れから深夜にかけて、文字通りの闇求人・手配師の横行が続いている。代償を求めずに、深夜姫路まで、労働者を紹介するため車をとばす人間が、いるとは思えないのだが。

公の機関に申告しても、この程度の結果しかもたらされないのだから、センターとしても、なかなか大変な訳だ。しかし、こういう努力の積み重ねこそが、何よりも大切なのだ。

賃金不払の相談は、この様な住込飯場のものが、殆んどである。現金仕事の方では、事業主の方が意図的に不払いしようとするケースは、殆んど無くなった。ただ、半日でやめた場合とか、事業主の責に帰す事情で、仕事が中止になったときの相談は、相変らずよくあり、悩まされる。前者の場合は、時間で割り、後者は6割の補償を基準として話合わせるが、末端の下請業者では、一日単位の請取りなど、仕事の規模が小さく、このような場合、自腹を切って補償しなければならない。解決に悩まされる所以である。

43年度相談取扱状況

年月＼事項	職業相談	事故相談 条件違反 現	条件違反 飯	賃金未払 現	賃金未払 飯	労働災害 手続 現	手続 飯	立替 現	立替 飯	立替件数	暴力	家庭身上尋ね人相談	生活相談	救護	その他	合計
43年4	371 (73)	9	13	15	134	81	62	48	9	1.358	3	148 (120)	58	26	63	2.398
5	347 (63)	18	8	10	101	104	17	74	14	1.683	3	168 (138)	61	22	69	2.699
6	457 (73)	15	25	5	124	104	53	60	6	1.491	5	136 (113)	44	44	85	2.654
7	349 (64)	15	11	23	146	120	51	96	27	1.614	5	140 (116)	54	23	141	2.815
8	441 (62)	33	31	38	153	141	71	105	56	1.788	3	155 (128)	40	28	91	3.174
9	367 (87)	22	18	23	130	119	54	77	12	1.916	4	96 (82)	44	20	175	3.077
10	412 (82)	31	21	25	151	156	49	38	26	2.045	7	135 (109)	44	26	111	3.277
11	520 (233)	28	14	26	134	163	63	55	37	2.002	9	153 (126)	80	25	160	3.469
12	448 (58)	28	32	31	188	138	72	55	52	1.772	1	163 (130)	80	38	231	3.329
44年1	536 (121)	9	19	20	133	116	52	45	52	2.143	5	103 (68)	77	49	233	3.592
2	442 (78)	16	23	29	177	140	56	37	43	1.696	3	147 (104)	57	28	222	3.116
3	439 (87)	24	50	19	177	147	97	47	47	1.840	6	137 (99)	61	19	261	3.371
計	5.129 (1081)	248	265	264	1.748	1.529	697	737	381	21.348	54	1.681 (1.333)	700	348	1.842	36.971

①職業相談の( )は求職表登録数　②家庭・身上相談の( )は来信数を表わす。③現は現金仕事、飯は飯場を表わす。

住込飯場の未払賃金の場合、勘定日や契約満期の直前まで働いていてやめるケースが多い。これは一つには、満期直前にいびり出すことによって、飯場の（不当な）収入を増やそうとする「オヤカタ」の悪質な意図によるものである。また、そこまで悪質ではなくても、真面目に働く労働者を、「飯場に長く抱えておきたい」・「工事がすむまで続けて働かせたい」という気もちから、労働者に半ば強制的な契約延長を納得させようとする結果である。

賃金相談を処理する場合の苦労は、並大低ではない。前述もしたが、事故をはさんで当事者相互に問題が多いからだ。事業主側については、既に多くを述べたが、労働者側にも少なからぬ問題がある。

①条件をろくすっぽ確かめず就労する。②未払賃金の内容が漠然としている。③些細なことでのケンカが多い。④事業所の住所や電話さえ分らない。⑤酔っぱらって相談にくる。殆んどのケースが、これらのいくつかを兼ね備えている。全てに該当する場合も、決して珍らしくはない。一番多くて扱いかねるのは、酔ってくる相談である。

㈡労働災害に関する相談

相談業務の中で、労災に関する相談の占める割合は、数字以上にその内容に注目しなければならない。

それは、賃金など他の相談がセンターの力量としてどの程度まで解決できるかという内容であるのに対し、労災の場合は、ほぼ100％の解決を目指すことができるという点にある。

①手続きについては、下請で話がつかなくても、加入者が元請である場合が圧倒的であるため、責任を果すよう要請できる。②休業補償費の立替えについては、原則として、事業主の出資を条件とするが、センターとしても一定の予算措置がされている。③全国でも例を見ない立替えのシステムが、センターに完備している。

以上の点が、「ケガしたらセンターに行け、何とかしてくれるワ」という労働者の声の裏付けとなっている。さしずめ、種々の相談の中でも、労災に関するものは、クリンアップトリオの重鎮、4番バッターということになろうか。

しかし、相当のところまでやってはいるが、期待に全て応えきれているということではない。予算的な裏付けがまだ少いため、立替の資金繰りに窮することが、年に数回は必ず起る。また、手続き上絶対必要な賃金台帳などが、末端の下請事業所では、全くといっていいぐらい作成されていないため、個々の立替ケースの実施に影響したり、困難な問題が残る。

そのほか、問題はあるが、別項で詳述するので、ここでは省く。

㈠労働条件違反に関する相談

賃金、労働時間、作業内容、雇傭契約期間、賃金支払方法（日）等をめぐって、労働条件違反の相談は、何と多いことであろう。あとからあとから、息つくヒマもなしにやってくる。

比較的少い方の現金仕事でも、①「片付」という約束で行ったのに、「堀方」をやらされた。②昼すぎには終る予定の「堀方・小間割り」で行ったのに、定時働いてもすまんような仕事やった。頭にきたので、昼過ぎで帰ってきた。③8～5時の約束だったのに、荷物を運んで帰ってきたら6時を越していた。残業分の補償もしてくれなかった。等の訴えはよくある。

これがいわゆる闇求人の飯場になると、手配師（飯場所属の連絡員とは異る）が間に入っているため、直接には手配師の示す、いい加減な条件で就労する労働者と、その契約に立ち合っていない「親方」との間で、必ずといっていいぐらい、条件違反に関する問題が起る。

「大工で行ったのに、土工ばかりやらされた。」「片付で行ったら、鳶仕事までさせられた」「10日契約を念押して行ったのに、やっぱり預け3日の月末払いだった。」などの相談は、毎日、職員の誰れかが担当している、と云って云い過ぎではない。

飯場そのものの存在にも、メスはいれられなければならないが、とりあえずの問題解決としては、言い古されてはいるが、やはり何と云っても、手配師の排除を実現することである。

このことが保障されれば、現在の相談処理過程で起る条件についての水かけ論は当然解消される。更に、雇傭契約の前提条件である労働条件明示の原則が、確立してゆくに違いない。それ以上に、釜ケ崎地域労働者の労働諸条件が、大きく前進することは、云うまでもない。

㈢暴力に関する相談

40年104件、41年36件、42年24件、43年54件というのが、暴力に関する相談の動きである。

4、5年前までは、センターのごく近くでさえも、昼間、頭を割られて血だらけになった労働者をみることがあったし、ケンカの末、気がついたら「片眼が無くなっていた。」などという、とても信じられない様な話が、事実としてあった。

確かに、ここ数年来、暴力に関する相談が、センターにおいては減少している。しかし、これは一つには「暴力事件は警察に任すし、実際センターでは解決できない」問題であることを、労働者が知ってきている結果でもある。

だが、就労中に、条件をめぐって現場の棒心に殴られたり、山の中の暴力飯場から生命からがら逃げだしてきた、などという相談も、やはりときどきは持ち込まれるのである。そのほか、「泥酔の果てに、路上に眠りこんでしまい、起きたら、上着や靴まで所持金と一緒に盗まれていた。」、「暗がりに連れ込まれ、飯場で働いた一月分の賃金をとられた」などという、酔った上での被害は、相変らず多い。センターとしては、原則として、警察に相談するよう指示している。

㈢家庭・身上生活相談

尋ね人、手紙の受け渡し、代筆、などの相談が多い。尋ね人は、手紙で依頼されるものもあるが、九州・四国など遠い国許から、直接両親や兄弟が探しにくるケースの方が多いようだ。しかし、「2年前に届いた便りに、西成の消印があった」とか、「天王寺の辺りで見た人がいるので……」などという漠然とした根拠しか無い場合が多く、従って結果もさえないわけである。たまたま、探している相手が、センターの登録手帳を持っていれば、登録した日の居所については、明らかになる。しかし、彼の今日の宿と一致するかどうかは分らない。

センターを気付としての手紙のやりとりは、各種通知なども含めれば、月平均100通近くになるだろう。現金書留など受け渡しにずい分気を使う場合もある。簡単な仕事のようだが、責任が伴うだけに、これが大変なのである。しかし、こういう細かい仕事を通して、労働者の信頼が得られてくる訳だ。代筆もかなりある。

ここ数年、交通事故に関する相談も増えている。事故にあい、自賠法で休業補償がされるのだが、日雇いのため賃金を証明してくれるところがない、というわけだ。センターでは、本人の就労状態について分析検討した上、妥当な額を決定、証明している。

また、労災による障害補償を受けた労働者が、〝生涯背負わなければならない不幸に対して、補償費が余りに低い〟ため、会社を相手どって民事訴訟を起したいという相談も、数件あった。労災補償費とは別に、150万円の示談が成立した注目すべきケースもあった。

そのほか、行路病扱いで入院している労働者などから日用品に不足しているので、何とかして貰いたい旨の、電話や手紙、ときには直接の相談がある。宿代、飯代、交通費など、金を借して欲しいという相談は毎日続いている。センターは、300円を限度として職員が立替、貸し出す方法を、ケースによってはとっている。

㈣救護その他

救護は、内容的に、生活相談として受付けたケースと重なるものもあるため、数字的には区別しにくい面をもっている。従って、41年、42年と比べ統計上、200件程度減少していることも、質的な変化と見るべきではないだろう。ちなみに、年末年始の寒空の下、行き倒れ死亡者が8名もあり、むしろ、繁栄と泰平の裏通りで、救護を必要としている労働者が増える傾向にあるといっては、云い過ぎだろうか。